

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書

令和2年4月17日

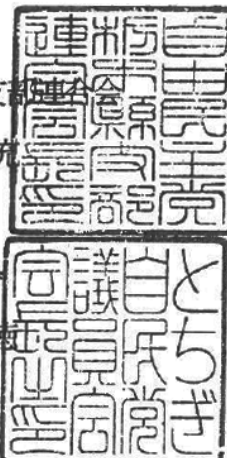
栃木県知事 福田富一 様

自由民主党栃木県支部

会長 茂木敏充

とちぎ自民党議員会

会長 三森文徳



中国に端を発する新型コロナウイルスの感染が拡大し、政府は4月7日に東京、大阪など7都府県に対し緊急事態宣言を発令した。

首都圏に隣接する本県においても、感染者数は増加し続けるとともに、医療、経済産業をはじめ各分野において甚大な影響が顕在化してきている。

また、学校休業措置により、子どもたちの学業面、生活面での負の影響が懸念されている。

知事は4月10日に外出自粛要請を発出したが、新型コロナウイルスの感染拡大は、まさに未曾有の大災害であり、「オールとちぎ」でこの難局に取り組むとともに、今まで以上に行政の取り組みに厳しい目が向けられるようになってきている中、昨日政府が全国に向け緊急事態宣言を発令し、感染防止対策への知事の権限と責任が強まったところである。

今こそ本県としても知事の強い決意と行動をもって、県民の命を守り主体性とスピード感のある対応を講じていくことが求められることから、以下の項目について要望するものである。

1. 医療提供体制等の整備について

①国の基準から算出される感染ピーク時における推計値に基づき(重症患者数:115名 入院患者数:3,410名 診察必要患者数:6,581名)、必要な病床を確保し医療体制の整備に努めること。また、重症患者をはじめとする感染者の治療に必要な人工呼吸器、エクモ(人工肺)等の医療機器について、必要数を算出し、計画的に確保していくこと。加えて、これらについて適宜、整備状況を議会に報告するとともに、県民に公表すること。

②入院協力医療機関の確保のため、医療関係者との意見交換の場を設けるとともに、具体的な条件、支援策等を示し、知事を先頭に強力に協力要請を行うこと。

③第2種感染症指定医療機関、協力医療機関の風評被害等による経営悪化に対する支援策や、感染症対策に従事する医師、看護師をはじめとする医療スタッフに対する支援策を具体的に示し、実行していくこと。

④医療従事者による院内感染や医療崩壊に陥らないためにも、マスク・消毒液・防護服や医師、看護師、医療専門スタッフ等の医療資源の確保対策に万全を期すこと。帰国者・接触者相談センターの電話受付業務等の人員の確保に当たっては、経験のある県職員OBの活用も検討すること。

⑤公立施設の活用に加え、民間宿泊施設の活用については、想定される課題を解消するために、早期に関係事業者に要請を行い、準備を急ぐこと。

⑥生活支援臨時給付金（仮称）の申請受付等業務を担うと考えられる市町への県の支援について、早期に検討すること。

⑦豪雨・地震等の自然災害発生に備え、感染症対策を徹底した避難施設の確保・運営について、市町と連携強化を図ること。

⑧感染や抗体の有無をより明確に判断できるよう、PCR検査を速やかに受けることができる体制の充実に積極的に取り組むとともに、抗体検査の確立を国に要望すること。

2. 県内経済産業分野への支援について

①政府系金融機関の制度融資、県の制度融資による金融支援がそれぞれ実施されているが、制度の複雑さ、書類の煩雑さ、相談窓口の混雑等の課題が顕著になっている。これらを整理し事業者に分かりやすく伝えながら、事業者の資金繰りについて、最大限の支援を行うこと。また、各申請手続きの簡素化・簡略化を図ること。

②政府系金融機関、民間金融機関並びに栃木県信用保証協会に対し、条件変更、追加融資等、事業者への資金繰り支援について強く要請するとともに、金融機関自体の経営悪化を招かぬよう、金融機関への支援を国に要請すること。

③感染収束後、観光関連産業のV字回復を実現するため、DCのレガシーを継承した地域分科会等も活用し、関係団体や事業者の意見・ニーズを把握するとともに、収束直後からのアクションプランや取り組みについても意識の共有を図ること。

④国の緊急経済対策に基づく収束後の他県の観光分野での力点はPR・情報発信が中心になると思われる。本県においてはこれらに加え、特にコンテンツの磨き上げ、受け入れ環境・施設の整備に重点的に取り組むこと。

⑤県内の農畜産物にも、花きや牛肉をはじめとして、価格の低下、売上げの減少など、大きな影響が及んでいるため、収束後の観光キャンペーンに合わせて、本県農畜産物の消費拡大を図ること。また、観光農園や農産物直売所、道の駅などを含む、平場の観光地の支援にも積極的に取り組むこと。

3. 学校休業時における子どもたちへの支援について

1) 臨時休業措置の延長あるいは教育活動の再開に関する判断基準について

①県立学校については、これまで県内一律で実施してきたが、今後の対応についても、県内各市町並びに隣接する他縣市町村の感染症発生の実態を踏まえ、市町と連携し、適確な判断を行うこと。

2) 子どもたちの「学びの保障」について

①先の発令後、取り組みを進めている東京都や大阪府等に劣らぬよう、学習保障を十分に行っていくこと。

②臨時休業期間中の学習保障への取り組みについては、各学校、各教員の判断に任せているが、義務教育はもちろんのこと、高等学校教育においても各校の特色・専門性を考慮した具体的な取組事例を示すとともに、地域テレビを活用したテレビ授業の実施やアプリケーションソフトを活用した学習支援システム等の積極的な導入を促進し、その財政的な支援についても実行すること。

③教育活動の再開時期を複数想定した上で、今年度目標とする学習時間を確保するためのモデルケースを作成し、市町教育委員会並びに学校に示していくこと。

3) 市町教育長会議の開催について

①いくつかの市町の方針転換もあり、現在は県内すべての市町において小・中学校の休業が開始あるいは延長されている。こうした中、義務教育課程における様々な課題や取り組み事例を共有し、各教育施策の推進に役立てるとともに、県の積極的な支援を示すため、早期に市町教育長会議を開催すること。